係法令、たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）関係法令、流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法（昭和六十二年法律第百三号）関係法令、前払式証票の規制等に関する法律（平成元年法律第九十二号）関係法令、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）関係法令、製造物責任法（平成六年法律第八十五号）関係法令、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）関係法令及び容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）関係法令のうち、自動販売機に関する部分	
六　（略）	

（略）

別表第十三（第六十二条の三関係）

二級の技能検定に係る技能検定試験の試験科目及びその範囲

検定職種	学科試験	実技試験
（略）		
自動販売機調整	一～四　（略） 五　関係法規 電気用品安全法関係法令、食品衛生法関係法令、未成年者喫煙禁止法関係法令、外国において流通する貨幣紙幣銀行券証券偽造変造及び模造に関する法律関係法令、刑法関係法令、未成年者飲酒禁止法関係法令、貨幣損傷等取締法関係法令、消防法関係法令、建築基準法関係法令、道路法関係法令、酒税法関係法令、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律関係法令、水道法関係法令、道路交通法関係法令、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係法令、割賦販売法関係法令、廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係法令、エネルギーの使用の合理化等に関する法律関係法令、たばこ事業法関係法令、流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法関係法令、前払式証票の規制等に関する法律関係法令、資源の有効な利用の促進に関する法律関係法令、製造物責任法関係法令、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律関係法令及び容	（略）

（略）

別表第十三（第六十二条の三関係）

二級の技能検定に係る技能検定試験の試験科目及びその範囲

（略）